

令和6年12月

保護者各位

浜松市根洗学園

園長 松本 知子

浜松市根洗学園「安全計画」について

令和6年4月1日より児童発達支援センターの「安全計画」策定が義務化されました。本園においても年度当初の計画策定通り点検・訓練等を実施してきましたが、保護者皆様方への周知が成されていませんでしたことをお詫びし、本園の「安全計画」について配布させていただきます。

この「安全計画」は利用児皆様が安心、安全にそして快適にすごせる環境を図るため事業所内設備の安全点検を実施し、園児、保護者、職員に対する事業所外での活動、取り組みなどを含めた日常生活における安全に関する支援、職員の研修および訓練に関する事項の計画を策定し当該安全計画に従い必要な措置を講じるものです。

- 1) 事業所は職員に対し安全計画について周知するとともに、計画に基づいた研修及び訓練を定期的
に実施する。
- 2) 園児の安全確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し安全計画に基づく取
組みの内容などについて周知していく。
- 3) 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
- 4) 園児・保護者等利用者の安全を図るため設備の安全点検を始業時、および定期的
に実施する。
また、園児・利用者等の事業所外での活動、取り組み等を含めた事業所での生活
その他の日常生活における安全に関する支援、従業員の研修及び訓練にお
ける安全計画に従い必要な取り組みを行いその内容を保護者に対して周知
していく。
- 5) この安全計画の管理場所は事務所内、出入り口付近の棚とする。必要な事項
については各支援室、または活動場所に複写等の対応を行い携行する。

皆様にお配りした「安全計画」については園内にも掲示（北棟玄関等）いたします。